

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第40号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第44号中「第5条」の右に「及び第5条の3」を加え、「クリーニング所の開設、変更及び廃止の」を削り、同項第45号中「クリーニング所の」を削り、同項中第46号を削り、第47号を第46号とし、第48号を第47号とし、同項第49号中「閉鎖」の右に「若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止」を加え、同号を同項第48号とし、同項第50号から同項第91号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第1号中「第1条第1項第67号及び第68号」を「第1条第1項第66号及び第67号」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)